

通達甲（交．規．規3）第3号
平成24年3月5日
存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

大震災の発生に伴う交通対策等実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、大震災の発生に伴う交通対策等実施要綱を制定し、平成24年3月5日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、大震災の発生に伴う交通対策実施要綱の制定について（平成7年12月26日通達甲（交．都．対2）第34号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

警視庁震災警備実施計画（平成24年3月5日通達甲（副監．備．災．震）第2号）が制定されたことに伴い、大震災が発生した場合に実施する交通対策等に関する細部事項を定め、大震災発生時等の交通の混乱防止及び避難、救出、救助等の万全を期するものである。

第2 制定の要点

- 1 第一次交通規制及び第二次交通規制の措置要領を定めた。
- 2 緊急自動車専用路、指定31路線等の実態把握要領を定めた。
- 3 緊急自動車専用路及び緊急交通路の確保要領、警察庁及び隣接県警察に対する広域交通規制の要請要領等を定めた。
- 4 交通規制の実効性を確保する手段、方法等を定めた。
- 5 震度5強の地震発生時の交通対策について定めた。

第3 運用上の留意事項

- 1 この要綱は、警視庁管内（島部を除く。）に震度6弱以上の地震又は震度5強の地震が発生した場合の交通対策について適用するものとする。
- 2 この要綱に定める第一次交通規制は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、第二次交通規制は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定に基づき、それぞれ東京都公安委員会の決定による交通規制として実施するものとする。
- 3 この要綱に定めのない規制措置を必要とする場合は、状況に応じ、災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制として実施するものとする。
- 4 埼玉県警察、千葉県警察及び神奈川県警察とは、「大地震による災害発生時の交通対策に関する覚書」を相互に取り交わしていることから、当該覚書の趣旨に沿って、緊密な連携を図るものとする。

別添

大震災の発生に伴う交通対策等実施要綱

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、警視庁管内に大震災（震度6弱以上の地震（以下「大地震」という。）により多数の人的被害及び物的被害が生じた災害をいう。以下同じ。）又は震度5強の地震が発生した場合に、救出救助活動等の初期活動が円滑に行われるための緊急交通路等の確保その他の必要な交通対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

大震災等の発生に伴う交通対策等の実施に当たっては、警視庁災害警備実施計画（平成28年6月22日通達甲（副監. 備. 災. 災）第12号。以下「実施計画」という。）等別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2章 大地震が発生した場合の措置

第3 実施体制

大地震が発生し、最高警備本部が設置された場合は、次により交通対策を推進するものとする。

1 警視庁本部

(1) 交通対策本部の設置

ア 実施計画に基づき、交通対策指揮室（交通対策指揮室が被災した場合は、警視庁交通管制センター、さらに警視庁交通管制センターが被災した場合は、警視庁多摩総合庁舎）内に交通対策本部を設置し、交通対策全般の指揮に当たるものとする。

イ 交通対策本部の編成及び任務は、別表の「交通対策本部の編成及び任務」のとおりとする。

(2) 高速道路現場警備本部の設置

高速道路交通警察隊長は、高速道路現場警備本部を設置し、首都高速道路及び高速自動車国道（以下「首都高速道路等」という。）の交通対策に当たるものとする。

2 方面本部

方面本部長は、担当方面区内各警察署との連絡調整に当たるものとする。

3 警察署

警察署長は、現場警備本部を設置し、交通対策に従事する部隊を編成するとともに、緊急自動車専用路（実施計画に基づき、緊急自動車及び道路点検車等（以下「緊急自動車等」という。）以外の車両の通行を禁止する道路として指定された路線をいう。以下同じ。）又は緊急交通路（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限をする道路の区間をいう。以下同じ。）の確保及び都心部の交通総量の抑制のための交通規制を始め、交通広報等の交通対策に当たるものとする。

第4 交通規制等の措置

1 第一次交通規制

(1) 交通対策本部長は、大地震が発生したことを認知した場合は、速やかに都内におけ

る被害状況並びに道路及び交通状況（以下「道路交通状況」という。）を把握して、実施計画に基づく第一次交通規制として次の交通対策について指揮に当たるものとする。

ア 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること。

イ 道路の損壊等により都心部の交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止すること。

ウ 環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制すること。

エ 実施計画別表第16の「指定7路線」に掲げる路線（以下「指定7路線」という。）を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止すること。

オ 被害状況及び道路交通状況に応じて、前アからエまでの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施すること。

カ 幹線道路の主要交差点において交通整理を行い、交通の混乱を防止すること。

(2) 交通管制課長は、防災型信号機を作動させて、前(1)のア及びウの交通対策を実施するものとする。

(3) 交通機動隊長は、緊急自動車専用路及び環状7号線をはじめとした主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する区間の被害状況及び道路交通状況の視察並びに別に交通部長が指定する危険箇所（以下「指定危険箇所」という。）の点検を実施するとともに、警察署長と連携して、前記(1)のア、イ、エ及びオの交通対策を実施するものとする。

(4) 高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等における前記(1)のエの交通対策を実施するとともに、道路管理者と連携して首都高速道路等の損壊状況の視察及び指定危険箇所の点検を実施するものとする。

(5) 警察署長は、別に交通部長が指定する交差点（以下「配置指定交差点」という。）に要員を配置して、前記(1)のア、イ及びエからカまでの交通対策を実施するものとする。

2 第二次交通規制

(1) 交通対策本部長は、第一次交通規制の実施後、被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等（以下「被害状況等」という。）を勘案し、実施計画に基づく第二次交通規制として、次の交通対策について指揮に当たるものとする。

ア 前1の(1)のアからウまで及びオにより実施した交通規制を継続するものとするが、被害状況等により、規制範囲を拡大し、又は縮小すること。

イ 前1の(1)のエ及びオにより指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として優先して指定するとともに、被害状況等に応じて、原則として実施計画別表第17の「指定31路線」に掲げる路線（以下「指定31路線」という。）の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両及び第二次交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員会の意思決定のあった車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止すること。

(2) 交通機動隊長は、前(1)の交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び隊本部において緊急通行車両等

の確認事務を実施するものとする。

- (3) 高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等における前記（１）のイの交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び隊本部において緊急通行車両等の確認事務を実施するものとする。
- (4) 警察署長は、前記（１）の交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び警察署において緊急通行車両等の確認事務を実施するものとする。
- (5) 交通規制課長は、警視庁本部庁舎において、緊急通行車両等の確認事務を行うものとする。

第5 被害状況及び道路交通状況の実態把握要領

被害状況及び道路交通状況の情報収集は、次によるものとする。

- 1 交通規制課長は、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等関係機関との情報連絡網を通じ、道路交通情報の収集及び交通規制情報の提供に当たること。
- 2 交通管制課長は、警視庁交通管制センターの運用により道路交通情報の収集及び提供に当たること。
- 3 交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通機動隊長等」という。）は、第一次交通規制の実施に際しては、緊急自動車専用路及び環状7号線をはじめとした主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する区間の被害状況及び道路交通状況の視察並びに指定危険箇所の点検を行い、その結果について速やかに交通対策本部長に報告すること。
- 4 警察署長は、管内の主要幹線道路の被害状況及び道路交通状況の的確な把握に努めるとともに、把握した状況について速やかに交通対策本部長に報告すること。

第6 交通規制等の具体的実施要領

1 第一次交通規制

関係所属長は、第一次交通規制を実施するに当たっては、交通対策本部長の命令により、次の要領により交通対策を実施するものとする。

(1) 警察庁等との調整

交通規制課長は、第一次交通規制を実施するに当たっては、あらかじめ交通規制の内容、実施時間等について警察庁及び隣接県警察と調整を行うこと。

(2) 環状7号線における流入規制

ア 交通機動隊長は、警察署長が行う車両の流入規制の支援に当たるとともに、環状7号線及びその周辺の被害状況及び道路交通状況について視察を実施し、その結果を速やかに交通対策本部長へ報告すること。

イ 警察署長は、配置指定交差点に警察官を配置して、環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること。

ウ 交通管制課長は、防災型信号機を作動させ、環状7号線から都心方向へ流入する車両が通行できない信号現示に変更すること。

(3) 環状8号線における流入抑制

交通管制課長は、防災型信号機を作動させ、環状8号線から都心方向への車両の通行を抑制する信号現示に変更すること。

(4) 緊急自動車専用路の確保

ア 高速道路交通警察隊長は、道路管理者と協力して車両の通行禁止規制を実施するとともに、首都高速道路等を通行している車両を可能な限り直近の出路等を利用して一般道路に流出させること。

また、首都高速道路等の損壊状況等の視察、指定危険箇所の点検及び道路管理者が実施する道路点検状況の確認を行い、その結果を交通対策本部長に報告すること。

イ 交通機動隊長は、速やかに緊急自動車専用路及びその周辺の被害状況及び道路交通状況の視察並びに指定危険箇所の点検を行い、その結果を交通対策本部長に報告すること。

また、緊急自動車専用路を通行している車両をう回路に誘導するとともに、駐（停）車車両を道路外に誘導すること。この場合において、なお道路上に駐（停）車している車両は、緊急自動車専用路以外の道路の左側端に駐（停）車させること。

ウ 緊急自動車専用路を管轄する警察署長は、配置指定交差点に警察官を配置し、緊急自動車専用路における緊急自動車等以外の車両の通行を禁止すること。

また、緊急自動車専用路を通行している車両をう回路に誘導するとともに、駐（停）車車両を道路外に誘導すること。この場合において、なお道路上に駐（停）車している車両は、緊急自動車専用路以外の道路の左側端に駐（停）車させること。

(5) 幹線道路の交通対策

警察署長は、幹線道路の配置指定交差点に警察官を配置し、交通整理等必要な交通対策を行い、交通の混乱を防止するとともに、帰宅困難者（実施計画第3の9に規定する帰宅困難者をいう。以下同じ。）の一時滞在施設等への誘導を行うこと。

2 第二次交通規制

関係所属長は、第二次交通規制を実施するに当たっては、交通対策本部長の命令により、次の交通対策を実施するものとする。

(1) 警察庁等との調整

交通規制課長は、規制開始時間、対象車種等について警察庁及び隣接県警察と調整を行うこと。

(2) 緊急交通路の確保

ア 交通規制課長は、道路管理者、ライフライン関連事業者及び道路標識設置業者との連絡調整を徹底し、損壊した緊急交通路の応急復旧及び道路啓開を図ること。

イ 警察署長は、緊急交通路上に設置されている可変式道路標識の表示を「災害対策基本法に基づく車両通行止」の標示に変えると同時に、車両の通行を禁止する標示幕を設置すること。

ウ 警察署長及び交通機動隊長等は、現場広報により、緊急交通路を通行している車両を緊急交通路以外の道路又は道路外に速やかに誘導すること。

エ 高速道路交通警察隊長は、道路管理者と連携し、首都高速道路等における入路からの車両の通行を禁止すること。

オ 首都高速道路等の入路を管轄する警察署長は、入路に「災害対策基本法に基づく車両通行止」の標示を設置し、車両の通行を禁止する措置をとること。

(3) 緊急通行車両等の確認事務

緊急通行車両等の確認事務の実施要領については、交通部長が別に定める。

3 交通規制の実施報告（通知）

- (1) 交通規制課長は、車両の通行の禁止又は制限の対象、区域（区間）、期間、理由等交通規制の内容を速やかに警察庁、関係県警察及び道路管理者に報告（通知）するものとする。
- (2) 既に行われている交通規制を変更する場合は、事前に、又は事後速やかに警察庁、関係県警察及び道路管理者に報告（通知）するものとする。

4 う回路の交通整理

警察署長は、環状7号線以外のう回路となる路線の配置指定交差点においては、次の交通対策を実施するものとする。

- (1) 都心方向への車両の流入を抑制する現場広報を実施すること。
- (2) 緊急自動車等及び緊急通行車両等の通行を最優先にした交通整理を実施すること。
- (3) 帰宅困難者及び自転車の整理誘導を的確に行い、交差点付近における渋滞解消に努めること。

5 放置車両対策等

関係所属長は、緊急自動車等及び緊急通行車両等の通行を確保するため、次の放置車両対策等を実施するものとする。

- (1) 警察署長及び交通機動隊長等は、緊急自動車専用路、緊急交通路に指定された道路及び環状7号線等の主要幹線道路において、通行の妨害となっている車両その他の物件を道路管理者と連携して排除するよう努めるとともに、当該物件の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、これを移動するなどの必要な措置（以下「移動措置」という。）をとらせること。
- (2) 前（1）に規定する放置車両対策等に従事する警察官は、所有者等が現場にいないため、自らが移動措置をとる場合は、必要な限度を超えて措置することのないよう十分留意すること。
- (3) 警察署長及び交通機動隊長等は、所有者等に移動措置をとらせた場合又は自所属の警察官が移動措置をとった場合は、その内容を速やかに道路管理者に通知するとともに、交通対策本部長に報告すること。

また、道路管理者から移動措置に係る情報の提供を受けた場合は、その内容を速やかに交通対策本部長に報告すること。

- (4) 交通規制課長は、交通対策本部長の命令により、道路管理者に対し、必要な措置をとるように要請（災害対策基本法第76条の4第1項の規定による要請をいう。）をすること。
- (5) 駐車対策課長は、交通対策本部長の命令により、災害発生時に指定する道路の区間等に係る道路管理者からの通知（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の3第1項の規定による通知をいう。）を受理した場合は、その内容を速やかに関係所属長に連絡すること。

6 交通対策本部直轄部隊等の運用

- (1) 交通総務課長は、交通機動隊員で構成される交通対策本部直轄部隊を編成し、第一次交通規制及び第二次交通規制の支援、突発事案の対応等に当たらせるものとする。
- (2) 交通総務課長は、交通対策本部要員及び交通部主管業務の処理に必要な最小限の要

員を除く要員で交通本部部隊を編成し、交差点配置、交通検問所設置等の支援に当たらせるものとする。

7 広域緊急援助隊（交通部隊）等の運用

- (1) 交通総務課長は、関係所属長と協議し、道府県警察から派遣された広域緊急援助隊（交通部隊）の受援に必要な事項について調整を行うとともに、効果的な運用を図るものとする。
- (2) 交通機動隊長は、前（1）の調整に従い、広域緊急援助隊（交通部隊）の受援を行うものとする。

8 交通規制支援ボランティア等の活用

- (1) 警察署長は、警備業者、交通規制支援ボランティア（交通規制支援ボランティア運用要綱（平成24年5月22日通達甲（交. 規. 規3）第12号）第3に規定する交通規制支援ボランティアをいう。以下同じ。）等に対し、配置指定交差点等における交通規制の補助活動を要請するものとする。
- (2) 警察署長は、警備業者、交通規制支援ボランティア等に、交通規制の補助活動を行わせる場合は、原則として、警察官の配置されている交差点に配置するものとし、活動中における受傷事故防止に特段の配慮をするものとする。

9 交通管制システムの効果的な運用

交通管制課長は、防災型信号機、交通情報板、交通テレビシステム等を活用するなど、交通管制システムの効果的な運用を図るものとする。

10 装備資器（機）材の効果的な活用

- (1) 警察署長及び交通機動隊長等は、サインカー、誘導標識車等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン、A型バリケード、照明ライト、検問停止灯等の装備資器（機）材を効果的に活用し、受傷事故防止に留意するほか、長時間となる交通規制を限られた交通規制要員で効果的に実施するものとする。
- (2) 配置指定交差点に配置された警察官は、当該交差点に配備されている交通規制用装備資器（機）材の効果的な活用を図るものとする。

第7 大規模停電対策

1 信号機滅灯対策

(1) 事前対策

ア 信号機用発動発電機等の整備

交通管制課長は、大規模停電による信号機の滅灯に備え、自動起動式発動発電機等の停電時に電源を供給する装置（以下「信号機用発動発電機等」という。）の整備を促進するものとする。

イ 信号機用発動発電機等の点検

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、信号機等管理要綱（平成23年12月22日通達甲（交. 管. 計）第19号）に基づき、信号機用発動発電機等の点検を行うものとする。

ウ 配置計画の策定

警察署長は、管内における信号機用発動発電機等の整備状況、交通実態等を踏まえ、実施計画に基づき、警察官を配置する交差点の優先順位、警備業者、交通規制

支援ボランティア等の活用方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、警察官を配置する交差点については、配置指定交差点を優先するものとする。

エ 装備資器（機）材の確認

警察署長等は、可搬式発動発電機、信号機接続ケーブル等の信号機の滅灯時に必要な装備資器（機）材の保管状況について、随時、確認しておくものとする。

オ 教養及び訓練の実施

関係所属長は、信号機が滅灯した場合に備え、自所属の警察官に対し、手信号等による交通整理の訓練及び可搬式発動発電機等の装備資器（機）材の操作要領の教養を、随時、実施するものとする。

カ 手信号等の周知徹底

関係所属長は、実施計画に基づき、都民に対して、信号機滅灯時の警察官の措置、手信号等の意味、交差点における他の車両等との関係等信号機による交通整理が行われていない場合の交通ルールについて周知徹底を図るものとする。

(2) 信号機滅灯時の対応

ア 警察署長は、前（1）のウにより策定した配置計画に基づき、交差点に警察官を配置して交通の混乱の防止に努めるものとする。この場合において、被害状況その他の理由により、必要な交差点に警察官を配置することができないときは、必要な配置要員が確保できるまでの間、交通総務課長（交通対策本部経由）に対し、交通対策本部直轄部隊等の派遣要請を行うこと。

イ 前アにより交通対策本部直轄部隊等の派遣要請を受けた交通総務課長は、交通対策本部直轄部隊等の中から必要な人員を派遣するものとする。

ウ 警察署長は、信号機の滅灯が長時間にわたる場合は、信号機用発動発電機等への燃料補給を行うものとする。

2 可変式規制標識及び中央線変移システムの対応

(1) 可変式規制標識

警察署長等は、大規模停電発生時には、速やかに管轄区域又は担当区域内の可変式規制標識の表示について確認を行い、交通事故を誘発するおそれがある場合は、表示を変更し、又は被覆するなどの必要な措置をとるものとする。

(2) 中央線変移システム

交通規制課長は、大規模停電発生時には、速やかに中央線変移システムの作動状況について確認を行い、交通管理上問題が生じている場合は、交通管理上支障のない道路標示に変更する措置をとるものとする。

第8 広報活動

大震災発生時等の交通規制計画、運転者のとるべき措置等について、次により広報活動を徹底し、都民に周知浸透を図るものとする。

1 事前の広報

(1) 警視庁本部

ア 警視庁ホームページに掲載すること。

イ 運転免許更新時講習、処分者講習等の機会を活用し、運転免許保有者に対する周

知を図ること。

ウ 自動車運送事業者等車両を使用している事業者に対し、大震災発生後等の車両利用抑制について要請を徹底すること。

エ 広報用の小冊子、チラシ、DVD等の広報資料を作成し、防災訓練、部外との各種会議等の機会に配布し、又は上映すること。

オ 指定7路線、指定31路線及び環状7号線上に設置された可変式規制標識又は大型案内標識の裏面を活用するなどして、当該路線は大震災発生時等に車両通行止めとなる路線であることを表示し、平素から地域住民及びドライバーに周知徹底を図ること。

カ 大震災発生時等の交通規制訓練等を通じ、震災時の交通規制について広く都民に周知徹底を図ること。

(2) 方面本部

方面区内各警察署における広報活動の状況を把握し、総合的な調整を図ること。

(3) 警察署

ア 自治体の発行する広報紙（誌）への登載を依頼し、地域住民に対して周知徹底を図ること。

イ 広報用の小冊子、チラシ等を警察署受付窓口、交番等に備え付けて来訪者に配布するとともに、各種講習会、会議等では、広報用DVDを上映するなど広報資料の活用を図ること。

2 大震災発生後等の広報

(1) 報道機関等に対する広報の要請

交通総務課長は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、運転者及び一般家庭に向けた避難時の車両利用の抑制、交通規制への協力の呼び掛け等について、放送要請及び報道要請を行うものとする。

(2) 運転者等に対する広報

警察署長及び交通機動隊長等は、交通規制の実施状況及び次の事項について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により活発な広報を実施するものとする。

ア 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。

イ 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路及び緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。

ウ 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。

(ア) 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両等用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両等用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。

(イ) カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。

(ウ) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。

(エ) カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。

エ やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。

- (ア) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- (イ) エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
- (ウ) 窓は閉め、ドアはロックしない。
- (エ) 貴重品を車内に残さない。

(3) 帰宅困難者への情報発信

ア 交通対策本部長は、公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、警察署及び現場警察官に対し伝達するものとする。

イ 警察署長及び現場警察官は、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対し、前アにより交通対策本部長から伝達された情報を発信し、交通の整序化を図るものとする。

第9 留意事項

1 装備資器（機）材の点検及び整備

関係所属長は、平素から、次により装備資器（機）材の点検及び整備に努めるものとする。

- (1) 定期的に点検し、故障品等については、速やかに修理し、又は交換するなど、機能保持に努めること。
- (2) 有事の際はいつでも使用できるように用途別、品目別等に分類し、整理保管しておくこと。

2 的確な都民応接

大震災等の発生に伴う交通対策の実施に当たっては、確固たる信念、旺盛な使命感、粘り強い行動力等を発揮するとともに、都民の窮状を理解して迅速かつ的確な対応をすることにより、都民の期待と信頼に応えるよう努めるものとする。

3 受傷事故防止

大震災等発生時における現場活動は、パニック状態の下で行うことから、装備資器（機）材の有効活用を図りながら、受傷事故防止には特段の留意をするものとする。

第3章 震度5強の地震発生に伴う交通対策

第10 実施体制

震度5強の地震（以下「地震」という。）が発生し、甲号総合警備本部が設置された場合は、次により交通対策を実施するものとする。

1 警視庁本部

- (1) 地震により、複数方面区内にわたり著しい交通渋滞が発生し、又はその発生が予想され、広域的な交通対策を実施する必要がある場合は、実施計画に基づき、交通対策指揮室内に交通部長を対策本部長とする交通対策本部を設置し、甲号総合警備本部と連携の上、交通対策全般の指揮に当たること。
- (2) 広域的な交通対策を実施する必要がある場合は、実施計画に基づき、交通対策指揮室内に交通規制課長を本部長とする交通対策本部を設置し、甲号総合警備本部と連携の上、交通対策全般の指揮に当たること。

2 高速道路交通警察隊

高速道路交通警察隊長は、道路管理者と連携し、首都高速道路等の損壊状況の視察及

び指定危険箇所の点検を実施し、交通対策本部へ報告すること。

3 交通機動隊

交通機動隊長は、別に交通部長が指定する道路の区間における視察及び指定危険箇所の点検を実施し、交通対策本部へ報告すること。

4 方面本部

方面本部長は、担当方面区内各警察署との連絡調整を図ること。

5 警察署

警察署長は、管内の駅周辺、繁華街、幹線道路等の主要交差点に警察官を配置して帰宅困難者及び車両に対する交通整理を行い、交通の混乱が生じないようにすること。

第11 交通対策の具体的実施要領

1 交通対策本部

交通対策本部長は、都内における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況等を把握し、必要に応じて実施計画に基づく第一次交通規制に準じ、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止規制及び環状8号線から都心方向への車両の流入抑制を実施するものとする。

2 警察署

(1) 警察署長は、管内の駅周辺、繁華街、幹線道路等における帰宅困難者の滞留状況及び交通渋滞の発生状況を把握し、交通の混乱が生じないための交通整理及び帰宅困難者に対する一時滞在施設等への誘導を実施するとともに、その状況について交通対策本部に報告するものとする。

(2) 警察署長は、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止規制を実施する場合は、第一次交通規制に準じ、配置指定交差点に警察官を配置し、環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止するものとする。

3 交通機動隊

(1) 交通機動隊長は、主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する区間における帰宅困難者の滞留状況及び交通渋滞の発生状況について速やかに視察を行い、その結果を交通対策本部へ報告するものとする。

(2) 交通機動隊長は、警察署長と連携して、交通規制の実施状況及び一時滞在施設の開設状況等について広報を実施するものとする。

(3) 交通機動隊長は、環状7号線から都心方向への車両の流入規制を実施する場合は、環状7号線及びその周辺道路において交通規制の実施状況について広報を実施するものとする。

4 高速道路交通警察隊

高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等の管理者と連携し、首都高速道路等を通行している車両を可能な限り直近の出路等を利用して一般道路に流出させるものとする。

5 装備資器（機）材の効果的な活用

(1) 交通対策本部長及び警察署長は、サインカー、誘導標識車等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン、A型バリケード、照明ライト、検問停止灯等の装備資器（機）材を効果的に活用し、交通の安全と円滑を図るための交通対策を効果的に実施するものとする。

(2) 配置指定交差点に配置された警察官は、当該交差点に配備されている交通規制用装備資器（機）材の効果的な活用を図るものとする。

6 交通管制システムの効果的な運用

交通管制課長は、防災型信号機、交通情報板、交通テレビシステム等を活用するなど、交通管制システムの効果的な運用を図るものとする。

第12 広報活動

1 報道機関等に対する広報の要請

交通総務課長は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、会社、学校、一般家庭及び運転者に向けた家族の送迎、避難等のための車両利用の抑制、交通渋滞対策への協力等について、放送要請及び報道要請を行うものとする。

2 運転者等に対する広報

交通総務課長、警察署長及び交通機動隊長等は、交通規制の実施状況について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により活発な広報を実施するものとする。

3 帰宅困難者への情報発信

(1) 交通対策本部長は、公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、警察署及び現場警察官に対し伝達するものとする。

(2) 警察署長及び現場警察官は、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対し、前（1）により交通対策本部長から伝達された情報を発信し、交通の整序化を図るものとする。

